



令和5年度千葉県奨学生募集要項

1 趣旨

千葉県教育委員会は、高等学校等に在学し、経済的な理由によって修学が困難な者で、千葉県奨学資金貸付条例に基づく奨学資金の貸付けを受ける者（以下「千葉県奨学生」という。）をこの要項により募集する。

2 応募資格

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）に**在学している者**で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 一般採用

- ア 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する者であること。
- イ 独立の生計を営む成年者でない場合にあつては、保護者が県内に住所を有する者であること。
- ウ 独立の生計を営む成年者である場合にあつては、県内に住所を有する者であること。
- エ 修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であること。
- オ 経済的理由によって修学が困難な者であること。
- カ 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者であること。

※専修学校の貸付対象校

専修学校の高等課程については、以下の条件に該当する学校及び課程の在学者を対象とする。

- (1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科であること（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉、商業実務関係の分野に属する全学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術等に関する学科をいう。）。
- (2) 修業年限が2年以上の学科であること。
- (3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が定められている学科であること（随時入学や随時卒業を認めている学科は対象とならない。）。

(2) 緊急採用

家計支持者の失職、破産、会社の倒産、病氣、死亡等、又は、火災、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合に奨学生として申し込むことができる。

ア 上記「(1) 一般採用」の条件を満たす者。

イ 家計が急変した者で、次の事項のいずれかに該当すると当該学校長が認定し、その事由が発生したときから1年以内である場合。

(ア) 主たる家計支持者が解雇され、又は早期退職した場合。また、再就職したが収入が著しく減少している場合。

(イ) 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合。

(ウ) 主たる家計支持者が破産した場合。

(エ) 病气、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。

(オ) 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準じる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。

3 貸付月額及び期間

(1) 貸付月額（希望額を選択）

区分	国公立	私立
自宅通学	10,000円	10,000円
	20,000円	20,000円
		30,000円
自宅外通学	15,000円	15,000円
	25,000円	25,000円
		35,000円

※自宅外通学の場合、自宅通学の単価に加え、5,000円の加算を希望することが可能。

※国公立学校在学者で、自宅通学の20,000円又は自宅外通学の25,000円を選択した場合、貸付金額を7,000円増額する低所得世帯加算を希望することができる（必要書類を提出し、収入状況の審査に合格した場合のみ低所得加算が認められる。）。

(2) 貸付期間

ア 一般採用

令和5年4月から、在学する学校の正規の修学期間が終了する月までとする。

ただし、毎年度当初に貸付要件の再審査を行い、要件を満たしていない場合は貸付けを取消し、返還の手続きをしていただく場合がある。

イ 緊急採用

貸付始期は、原則として家計急変の事由が生じた月の翌月以降（1日の場合は、当月を含む。）とする。ただし、家計急変の事由が令和5年3月以前に生じたものである場合は、令和5年4月を限度として遡ることができる。

貸付期間は、上記貸付始期から採用年度末（令和6年3月）までとし、翌年度以降も貸付けを希望する場合は、新たに「ア 一般採用」の申し込みが必要となる。

4 応募手続

(1) 申請書類

(学校作成)

ア 千葉県奨学生推薦名簿（学校で一部）

イ 奨学生推薦書（申請者ごとに一部）

(申請者全員提出)

ウ 奨学資金貸付申請書

エ 前年分（令和4年分）の親権者全員（親権者がいない場合は代わって家計を支えている人。）の収入を証明する書類（写し可）

※「収入を証明する書類」とは、以下のようなものを指す。

- ・源泉徴収票の写し又は直近数か月分の給与明細の写し（給与収入者の場合）
- ・確定申告書（控）の写し（営業等所得者の場合）
- ・生活保護受給額決定（変更）通知書の写し（生活保護受給者の場合）
- ・収入に関する副申書（事情により収入を証明する書類が提出できない者の場合）

※「**課税証明書**」は使用できないので**注意すること（前年分の収入が確認できないため）**

オ その他貸付要件の審査に必要な書類

※「推薦事務の手引」別表1 特別控除額表（3）～（6）（P.13）の適用を希望する場合は、該当することを証明する書類を提出すること。

カ 「奨学資金受領口座届出書（第4号様式）」（生徒本人名義の口座であること）

キ カで届け出た口座の情報が確認できるもの（通帳の写し等）

ク 「誓約書（第四号様式）」

(希望者のみ提出) ※低所得世帯加算を受けようとする者

ケ 世帯全員の収入証明書及びその他必要となる証明書類

コ 「低所得世帯加算認定に関する調書」

(2) 申請書類の提出先

申請者の在学する学校

(3) 決定手続

在学する学校の長から推薦のあった者について、教育委員会が貸付けの可否を決定する。

(4) 申請締切

令和5年5月19日(金) (緊急採用のみ令和6年2月2日(金) ごろまで随時)

5 奨学資金の貸付口座

生徒本人名義の口座とする。

6 返還方法

貸付終了の翌月から6か月経過した後、規定の年数以内に、原則として毎月の口座振替により返還する。

※大学在学中等、申請により返還を猶予できることがある。

※返還金について、滞納した場合には年5%の延滞利息が発生するので、注意すること。

7 その他

(1) 千葉県奨学資金は貸付金であり、将来返還しなければならぬことを理解した上で、返還出来る額を検討し、申請すること。

(2) 申請者(生徒本人)の他、連帯保証人(原則として親権者)、保証人(申請者や連帯保証人と別生計の成年者)が必要となる。

※署名欄については、申請者・連帯保証人・保証人のそれぞれが必ず自署すること。

(3) 奨学資金貸付申請書の「奨学資金希望理由」欄についても、必ず申請者が自筆で記入すること。

(4) 申請者や連帯保証人が返還金を滞納する状況となった場合、保証人にその返還を請求することがあるので、保証人はその旨を了解した上で署名すること。

(5) 保証人に対しては、申請者が在学する高等学校等から、架電もしくは郵便により、保証の意思を確認するものとする。(別添事務連絡参照)